（計算証明規則の一部改正）

第二条　計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一独立行政法人国立女性教育会館の項を削り、同表独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の項の次に次のように加える。

独立行政法人男女共同参画機構		独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）第十三条第三項	共通政令第二十二条第一項本文

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○国家公安委員会規則第四号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、国家公安委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年四月一日　　国家公安委員会委員長　赤間　二郎

国家公安委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則

国家公安委員会行政文書管理規則（平成二十三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（保存期間が満了したときの措置） **第十二条**　［１・２　略］ ３　総括文書管理者は、前項の確認に当たっては、国立公文書館の専門的技術的な助言を求めるものとする。ただし、保存期間が三年以下の行政文書ファイル等については、この限りでない。 ４　総括文書管理者は、前項の助言を踏まえて当該行政文書ファイル等を適切に管理するために必要があると認めるときは、文書管理者に対し、第一項の規定により定めた措置の変更等の対応を求めるものとする。	（保存期間が満了したときの措置） **第十二条**　［１・２　同上］ ３　総括文書管理者は、前項の確認に当たっては、国立公文書館の専門的技術的な助言を求めるものとする。 ４　総括文書管理者は、前項の助言を踏まえて当該行政文書を適切に管理するために必要があると認めるときは、文書管理者に対し、第一項の規定により定めた措置の変更等の対応を求めるものとする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

１　この規則は、令和八年四月一日から施行する。

２　この規則による改正後の国家公安委員会行政文書管理規則第十二条第三項ただし書の規定は、同規則第十一条第五項に規定する文書作成取得日が令和七年四月一日以後である同規則第二条第一項に規定する行政文書及び同規則第十一条第七項に規定するファイル作成日が同日以後である同規則第二条第二項に規定する行政文書ファイルについて適用する。

法規的告示

○金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、告示第一号

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第十七条の規定に基づき、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第十七条の規定に基づき金融機関を定める件（令和七年厚生労働省、農林水産省、経済産業省告示第一号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年四月一日

金融庁長官　伊藤　豊
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第十七条に規定する行政庁が定める金融機関（以下「特定金融機関」という。）は、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　ＳＢＩ新生信託銀行株式会社 ［三～二十一　略］	［同上］ 一　［同上］ 二　新生信託銀行株式会社 ［三～二十一　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

○財務省告示第九十五号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第二十五条第六項の規定に基づき、外国為替令第二十五条第二項から第五項までの規定を適用しない財務大臣の権限を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第百一号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年四月一日

財務大臣　片山さつき

第一号中「新生信託銀行株式会社」を「ＳＢＩ新生信託銀行株式会社」に改める。

○財務省告示第九十六号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第三十三条第五項及び第三十七条第七項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第三十三条第五項及び第三十七条第七項の規定に基づき財務大臣の指定する両替業者及び外国為替取引業者等を指定する件（平成二十年二月財務省告示第三十一号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年四月一日

財務大臣　片山さつき

前文中「外国為替取引業者」を「外国為替取引業者等」に改める。

第一号中「新生信託銀行株式会社」を「ＳＢＩ新生信託銀行株式会社」に改める。